

低炭素建築物の認定制度が始まりました

◆法律の概要

「都市の低炭素化の促進に関する法律」（以下「法」という。）が平成24年9月5日に公布され、同年12月4日から「低炭素建築物」を認定する制度が施行されました。

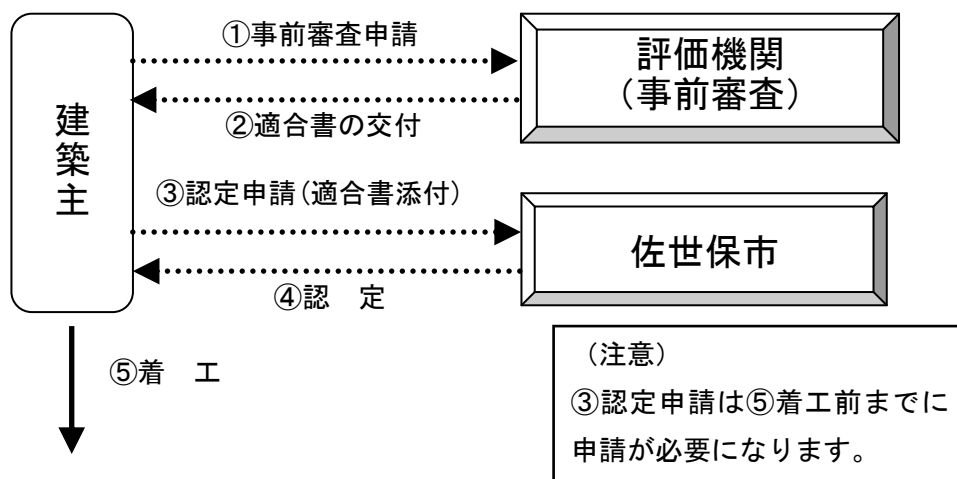
対象建築物は、市街化区域内において新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修をしようとするもので、認定を受けるためには、省エネルギー法に基づく省エネルギー基準を超える性能を有し、かつ、低炭素化に資する措置を講じた低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁に申請する必要があります。

認定を受けた建築物については、所得税等の優遇※や容積率緩和措置の対象となります。（※優遇の詳細につきましては、税務署等でご確認下さい）

◆認定手続きの流れ

認定申請に先立って、事前に評価機関※の技術的審査を受けることができます。佐世保市に認定申請する際に、評価機関等が交付する適合証を添付することにより、技術的審査を省略することができます。

また、認定申請した建築物であって、省エネ法の規定による届出をしなければならないものについては、届出をしたものとみなすことができます。



※1「登録建築物調査機関」…エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する機関

※2「登録住宅性能評価機関」…住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する機関

※3「指定確認検査機関」…建築基準法第77条の21第1項に規定する機関

◆対象区域について
市街化区域

◆対象建築物について
全ての建築物

◆優遇措置について
○所得税控除における優遇措置
○登録免許税の優遇措置
○容積率緩和の特例

◆認定基準について
低炭素建築物新築等計画は以下に示す基準に適合していなければなりません。

項目	概要
1. 定量的評価項目	省エネ法に基づく省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量が△10%以上であること。 また、断熱性能について省エネ法に基づく省エネ基準に適合していること。
2. 選択的項目	節水対策、エネルギーマネジメント、ヒートアイランドまたは建築物（躯体）の低炭素化等の低炭素化に資する措置を一定以上講じていること。
3. 基本方針	法第3条第1項に基づく都市の低炭素化に関する基本的な方針に適切なものであること。
4. 資金計画	低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するために適切なものであること。

◆認定手数料について
認定のための手数料が必要になります。手数料に関しては、別紙（低炭素建築物の認定事務に係る手数料表）を参照して下さい。